

現場代理人の兼務手続

国東市が発注する建設に係る請負工事において、国東市公共工事請負契約約款第10条に規定する現場代理人について、国東市が一定の要件に該当すると認めた場合は、他の工事の現場代理人との兼務を認める運用を実施します。

1 手続

現場代理人を兼務させようとする場合は、それぞれの工事主管課の監督員の承認を得た後、兼用させようとする2か所の工事現場の距離の分かる位置図（工事現場間の距離を記載）、施工連絡体制及び工程表を「現場代理人兼務届」に添付し、契約締結時又は契約締結後すみやかに、財政課契約検査係に提出する。

また、兼務する現場代理人に変更があった場合又は兼務を解く場合は、それぞれの工事主管課の監督員の承認を得た後、市役所受付印のある「現場代理人兼務届」の写しを「現場代理人兼務解除届」に添付し、財政課契約検査係に提出する。

ただし、安全管理上の理由、工事の難易度及び施工内容等により、兼務が適当でないと判断した場合は、兼務を認めないことがあります。

2 施工管理等

工事の施工管理については、次の各号を遵守すること。

- (1) 現場代理人は、携帯電話等で常に工事主管課と連絡がとれる体制を確保すること。
- (2) 現場代理人は、兼務するいずれかの工事現場に駐在することとし、工事の運営及び取締りを徹底すること（止むを得ない理由でどちらの工事現場とも不在になる場合は速やかに監督員に連絡をし、許可を得ること。）。
- (3) 現場代理人が工事現場を離れる際には、連絡員を配置し、安全管理の対策を図るとともに、発注者が求めた場合には速やかにその工事現場に向かうこと。工事の施工をしていないときは通行等の妨げにならないよう現場を適切な状況に保ち、毎日定期的な巡回を行うこと。
- (4) 現場代理人、連絡員は腕章等で判別することができるようにすること。

3 兼務の取消し

「現場代理人兼務届」を受理した場合であっても、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は兼務の承認を取り消す。その場合は、新たに専任の現場代理人を配置しなければならない。

- (1) 工事現場の運営又は安全管理等に支障が生じたこと等により、現場代理人兼務を継続することが不適当と認められる場合
- (2) 条件を偽り、又はその他不正な手段により兼務を行った場合

4 留意事項

- (1) 受注者は、現場代理人を兼務配置としたことにより、安全管理の不徹底に起因する事故が起こらないよう、なお一層の配慮に努めること。
- (2) 受注者は、兼務配置の工事において、工期内の履行を徹底すること。
- (3) 兼務する一方の工事現場に従事しているときであっても、他方の現場代理人としての契約上の職務を免じるものではないため、一つの現場に偏ることなく適切に現場を管理すること。
- (4) 変更契約によりいずれかの工事の請負代金額が3,500万円以上（建築一式工事のみ場合は7,000万円以上）となった場合は、現場代理人の兼務はできないため、解除届と同時に新たな現場代理人を選任し、「現場代理人・主任技術者等選任（変更）通知書」を提出すること。

5 罰則

条件等の偽り、現場代理人兼務届等の記載内容に虚偽があった場合又は現場代理人を兼務することにより現場体制に不備が生じた場合、不良な工事となった場合は、その内容により当該兼務の承認を取消すとともに、契約解除、指名停止措置等を行う。

6 その他

- (1) 現場代理人は特別な資格は要しないが、直接かつ恒常的な雇用関係であることが必要である。
- (2) 営業所における経營業務の管理責任者、専任の技術者及びその他法律により特定の事務所等において専任を要するとされている者（管理建築士、宅地建物取引主任者など）は、現場代理人になることはできない。
- (3) 兼務を認められた工事を含み同一工事での現場代理人と主任技術者の兼任は可能であるが、主任技術者の変更届等は別に提出すること。